

【大宮地域の皆様へ】水道管の漏水(水もれ)修理の当番業者のお知らせ

宅地内の水道管は所有者の管理になります。水道管が漏水した場合は所有者負担において、市の指定工事店に依頼してください。

また、市の指定工事店であれば所有者の取引工事店において修理しても結構です。

なお、大宮地域は、常陸大宮市指定管工事組合で、漏水当番を次のとおり行っています。

事業者名	5月	6月	7月	8月	9月
(有)中橋電気社 ☎52-3243	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24・30
(有)県北設備工業 ☎52-1555	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25
ウスイ設備工業(株) ☎53-3535	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27	2・8・14・20・26
(株)神永工務店 ☎52-1700	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28	3・9・15・21・27
(有)茨城水巧社 ☎52-3349	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24・30	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29	4・10・16・22・28
(有)横山設備工業 ☎53-4252	2・8・14・20・26	1・7・13・19・25	1・7・13・19・25・31	6・12・18・24・30	5・11・17・23・29

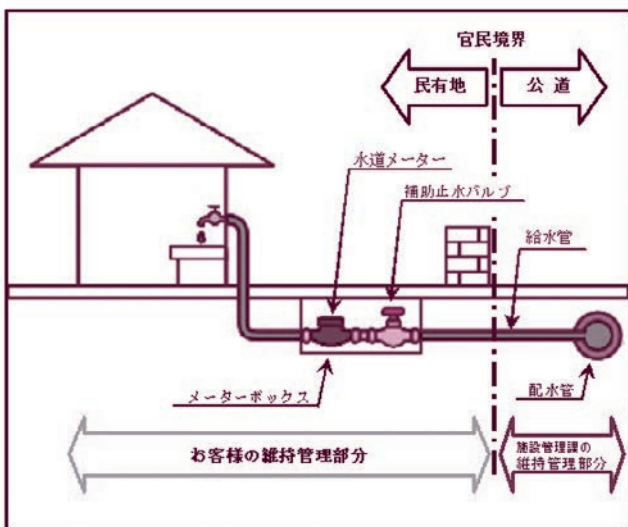
問 施設管理課水道工務G ☎52-0427 内線24

給水道の管理についてのお知らせ

道路(公道)の配水管及び給水管は施設管理課が管理し、宅地(民有地)の給水管は所有者の管理になります。

また、給水管はメーターを除いて各家庭・所有者の所有物であり、新設や修繕などの費用は各家庭・所有者の負担になります。

ただし、道路上の配水管からの水漏れや、給水管でも道路部分での漏水は市の負担で修理しますので、道路上の水漏れを見つけたときは、施設管理課までご連絡をお願いします。



問 施設管理課水道工務G ☎52-0427 内線24

上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用すると、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。

ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っていないのでご注意ください。

○振替日

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1~2か月は、納付書でお支払いください。

○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行
- ・筑波銀行
- ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行
- ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫
- ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・ゆうちょ銀行※郵便局内に窓口がございます。

○申し込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの
 - ・通帳の届出印
 - ・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)
- ※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 水道お客さまセンター ☎52-0427